



(変更後) 9時及び翌0時 ほか

(3) 駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 8時30分～22時15分

(変更後) 8時30分～翌0時30分

4 変更の日 令和5年6月2日 ほか

5 変更の理由 小売業者の運営方法に変更が生じるため

6 届出の日 令和5年6月1日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和5年6月16日から令和5年10月16日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由